

# 災害廃棄物処理の概要

令和8年5月22日



環境省近畿地方環境事務所 資源循環課

# 日本の災害の特徴

## 地震列島日本

- **日本の国土面積は地球上の陸地の約400分の1なのに**



**地震や火山噴火のエネルギーは地球全体の約10分1**

- **日本列島の周辺には4枚のプレートがひしめき合っている**



**海溝型地震の発生（数十年～数百年程度の発生間隔）  
（南海トラフ地震（M8～9）30年以内の発生確率60～90%程度以上）**

- **日本列島には少なくとも2,000本の活断層が確認**



**内陸地震の発生（千年～1万年の発生間隔）**



## 国土の特徴と風水害

- 平常時の流量に対して、洪水時の流量は、ミシシッピー川（米国）が3倍、ドナウ川（ドイツ等）が4倍、テムズ川（英国）が8倍なのに

近畿の淀川が30倍、中部の木曾川が60倍、関東の利根川が100倍

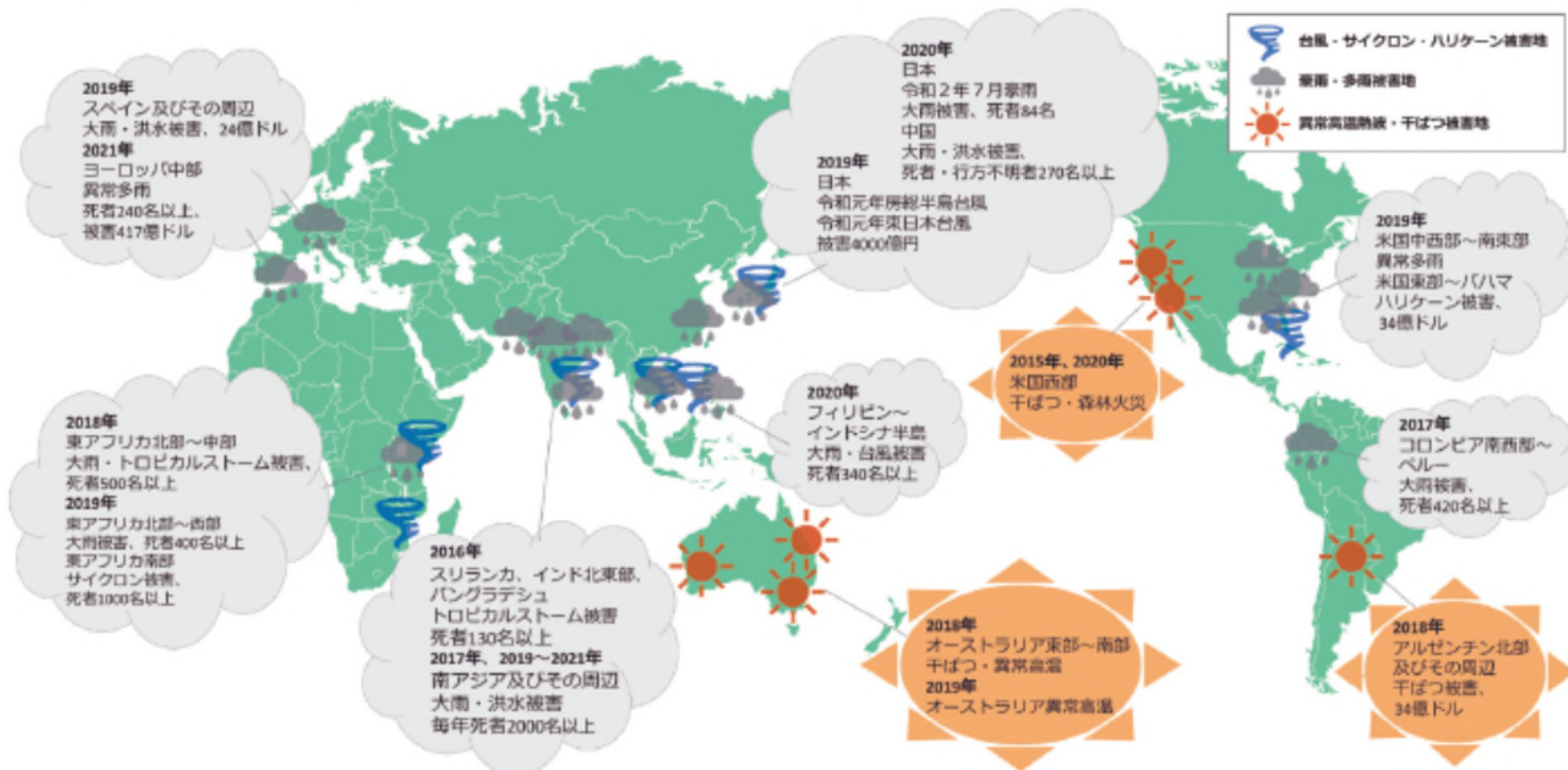
- 国土の10%の洪水氾濫区域に、総人口の約50%が居住し、全資産の約75%が集中



**台風や大雨による風水害・土砂災害の危険性が大**

- 土砂災害警戒区域等の指定は全国で71万か所  
うち、土石流は兵庫県が7位、京都府が8位  
がけ崩れは和歌山県が9位、兵庫県が12位

# 世界の主な異常気象・気象災害(2015年～2021年発生)



(注) 2015年から2021年までの主な異常気象・気象災害を抜粋して掲載(気象庁「世界の年ごとの異常気象」)。

資料) 気象庁公表資料をもとに国土交通省作成

# 災害の状況

## 東日本大震災



津波はあっという間に港の作業小屋や漁船に襲いかかる  
写真提供/岩手日報社 出典:岩手県東日本大震災津波の記録

## 平成28年熊本地震



## 平成30年7月豪雨



## 令和6年能登半島地震



出典:環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

# 災害廃棄物の状況

東日本大震災



平成28年熊本地震



平成30年7月豪雨



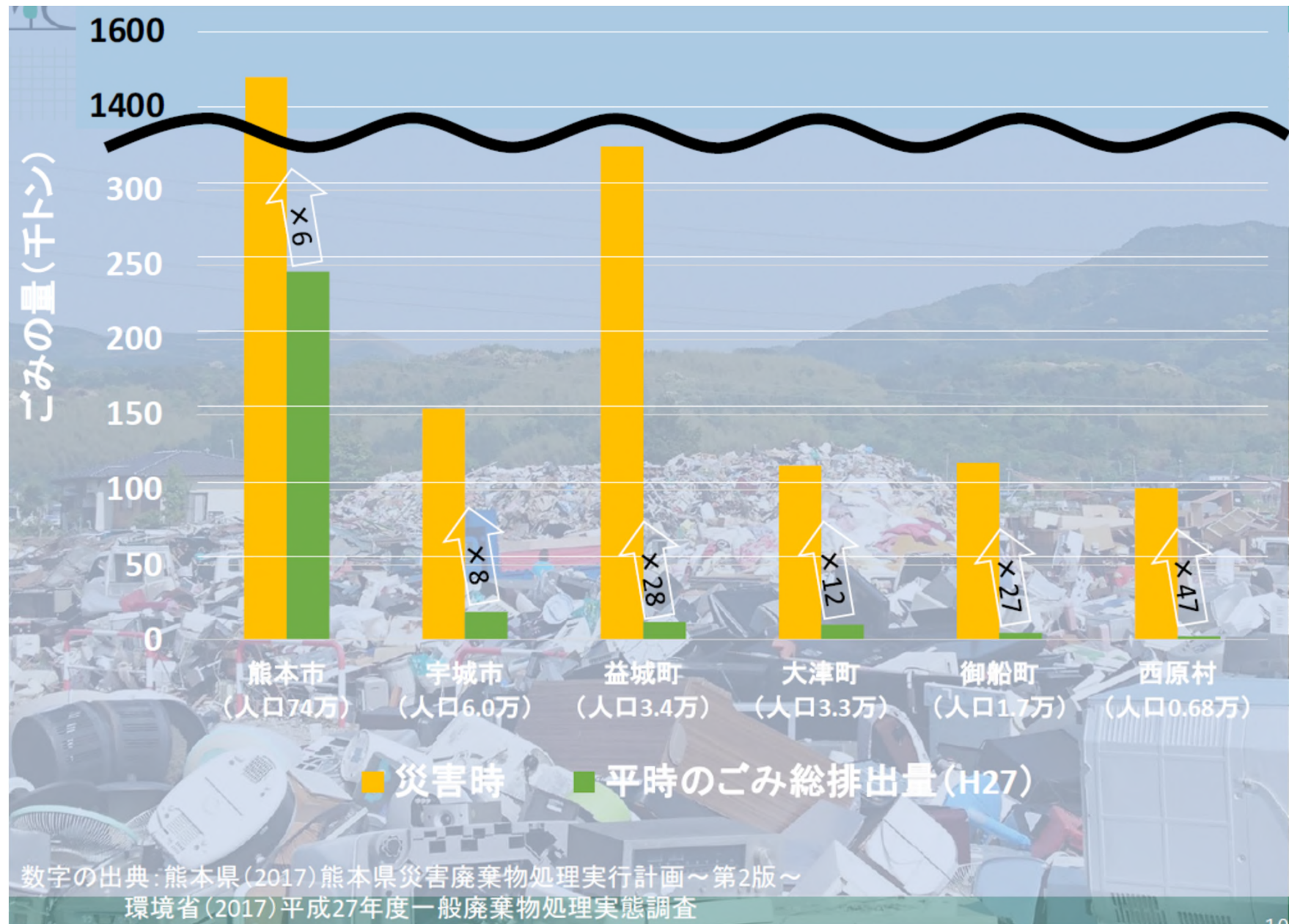
令和6年能登半島地震



## 災害時に発生するごみの種類

名前	内容
片付けごみ	災害によって使えなくなった家財
解体ごみ	災害で破壊された家屋の解体によって出てくるごみ(コンクリート、木材等)
し尿	仮設トイレに溜まったし尿 使用済みの携帯トイレ
避難所ごみ	避難所生活に伴って出てくるごみ
生活ごみ (普通ごみ)	通常の生活から出てくるごみ

# 災害時に発生するごみの量



## 近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
令和6年能登半島地震 及び令和6年奥能登豪雨	R6年1月、9月	約359万トン (R8年2月末) <sup>(※1)</sup>	地震による半壊以上の被害棟数：62,872 <sup>(※2)</sup> 豪雨による半壊以上の被害棟数：1,339 <sup>(※2)</sup> 公費解体完了棟数：42,385棟 <sup>(※1)</sup> (R7年12月 末時点) (別管理建物 <sup>(※)</sup> 除く)	約2年
熊本地震 (熊本県)	H28年4月	311万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098	約2年
平成30年7月豪雨 (西日本豪雨災害) (岡山県、広島県、愛媛県)	H30年7月	189万トン <sup>(※4)</sup>	全壊：6,603 <sup>(※5)</sup> 半壊：10,012 <sup>(※5)</sup> 一部損壊：3,457 <sup>(※5)</sup> 床上浸水：5,011 <sup>(※5)</sup> 床下浸水：13,737 <sup>(※5)</sup>	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風	R1年9月、10月	154万トン <sup>(※6)</sup>	全壊：3,650 <sup>(※7)</sup> 半壊：33,951 <sup>(※7)</sup> 一部損壊：107,717 <sup>(※7)</sup> 床上浸水：8,256 <sup>(※7)</sup> 床下浸水：23,010 <sup>(※7)</sup>	約2年
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
平成26年8月豪雨 (広島土砂災害) (広島市)	H26年8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年

(※1) 能登半島地震・豪雨におけるこれまでの取組と今後の対応方針について(令和8年3月31日時点)

(※2) 令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画公費解体加速化プラン(令和7年7月)

(※3) 修繕・利活用を検討している建物や、大規模建物などの解体に時間を要する建物 (<https://www.env.go.jp/content/000279098.pdf>)

(※4) 主要被災3県の合計(令和2年7月時点)

(※5) 主要被災3県の公表値の合計(平成31年1月9日時点)

(※6) 被災自治体からの報告の合計(令和3年1月末時点)

(※7) 内閣府防災被害報告の合計(令和2年4月10日時点)

# 災害ごみ処理の基本的な情報

---

# 災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する一般廃棄物。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、一般廃棄物の処理責任を有する市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。  
⇒平時より、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体と連携し、災害廃棄物処理計画を策定するなどの措置を講じる必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

## <関連規定の抜粋（廃棄物処理法）>

**第一条** この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

**第二条の三** 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

**第二十二条** 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

# 災害廃棄物の種類



可燃系混合物



木質系混合物(草木類)



金属系混合物



危険物・有害物等(消火器)



不燃系混合物



廃家電等



廃自動車等



危険物・有害物等(灯油)



コンクリート系混合物



処理困難物(布団等)



処理困難物(廃畳等)



危険物・有害物等(ガスボンベ)

# 地震と水害による災害廃棄物の違い

項目	地震	水害
発生個所 (時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤や土地利用等の状況によって変化(耐震性の低い建物が被災)</li> <li>突発的に発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川決壊は低地部、土砂災害は山麓部に被害が集中</li> <li>夏～秋季を中心に発生(集中豪雨や台風時期)</li> </ul>
廃棄物組成の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>全壊等の<b>建物撤去によるものが中心</b></li> <li><b>瓦・コンクリートブロック</b>など、不燃物の排出が多い</li> <li><b>片づけごみは、割れ物、家具、家電類</b>が比較的多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の<b>土砂、岩石、流木</b>が発生する場合がある</li> <li>床上・床下浸水による<b>片づけごみが多く</b>、建物解体は比較的少ない</li> <li>片づけごみは、水分・土砂等を含んだ<b>畳・敷物・衣類・木くず</b>や大型ごみ(家具等)が発生</li> </ul>
片づけごみの 排出状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>家から壊れた物を排出し、必要なものは家の中で保管する</li> </ul> <p>→比較的分別されて排出されやすい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>床下の泥だし・消毒乾燥のため</b>、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す</li> </ul> <p>→比較的分別されにくい</p>
特に注意が 必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量は多い</b></li> <li>倒壊家屋解体は重機使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水分、泥等を含むため、ごみ出しが困難</li> <li><b>水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生</b>に注意</li> <li><b>分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施</b></li> <li>浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要</li> </ul>
ごみ出し先、 収集運搬時の 注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積場を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>水分による重量増のため、積み込み時に注意が必要</b></li> <li>床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、<b>ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要</b></li> </ul>

# 水害による災害廃棄物

水や土に浸かった畳などの家財が堆積



片付けごみだけでなく土砂も大量に堆積される



# 大量の混合ごみが発生する



## 自治体が把握していないごみ置き場ができる



# 片付けに必要な人手が足りない



大きな災害のとき、  
広範囲の被害が出た災害のとき、  
ライフラインが寸断された災害のとき、  
十分なボランティアの支援が  
得られないことも。

---

## さまざまな方々への支援



高齢者、妊婦、障害のある方等、  
自力で片付けやごみの排出が  
難しい人への支援も必要。

# 災害時の主な問題と行政能力の限界

---

## ● 一度に、大量に発生

- ✓ 年間発生量の〇〇倍
- ✓ 災害発生日の翌日から片付けごみの排出が始まる
- ✓ 分別されていない混合ごみ

## ● 自治体が普段扱っていない性状の廃棄物が発生

- ✓ 災害廃棄物は「一般廃棄物」
- ✓ でも実際には解体ごみや危険物等、産業廃棄物に近いものが大量に発生する

## ● 普段とは異なる量・質の業務が発生

- ✓ 支援の受け入れ、他組織、ボランティア等との連携
- ✓ 技術系(ex.土木積算)と事務系(ex.外注管理、災害査定対応等)の両方の業務が求められる
- ✓ 住民への対応

## ● 災害時特有の状況

- ✓ 情報網の寸断、住民広報への限界
- ✓ 施設、機材の被災

# 処理が長引くことによって発生するリスク

---

- 衛生環境の悪化（悪臭、害虫・害獣の発生など）
- 仮置場やごみ置場での火災発生
- 地域の復旧・復興の遅れ
- 処理費用の増大
- 環境負荷の増大



# 災害廃棄物処理の必要性

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

＜初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じた過去の事例＞

## 【事例 1】

初動対応の遅れにより、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が集積された事例。

⇒このような集積場所が多数できると生活環境の悪化や、収集や解消に多大な労力を要する。



## 【事例 2】

仮置場に災害廃棄物が分別されずに混合状態で搬入された事例。

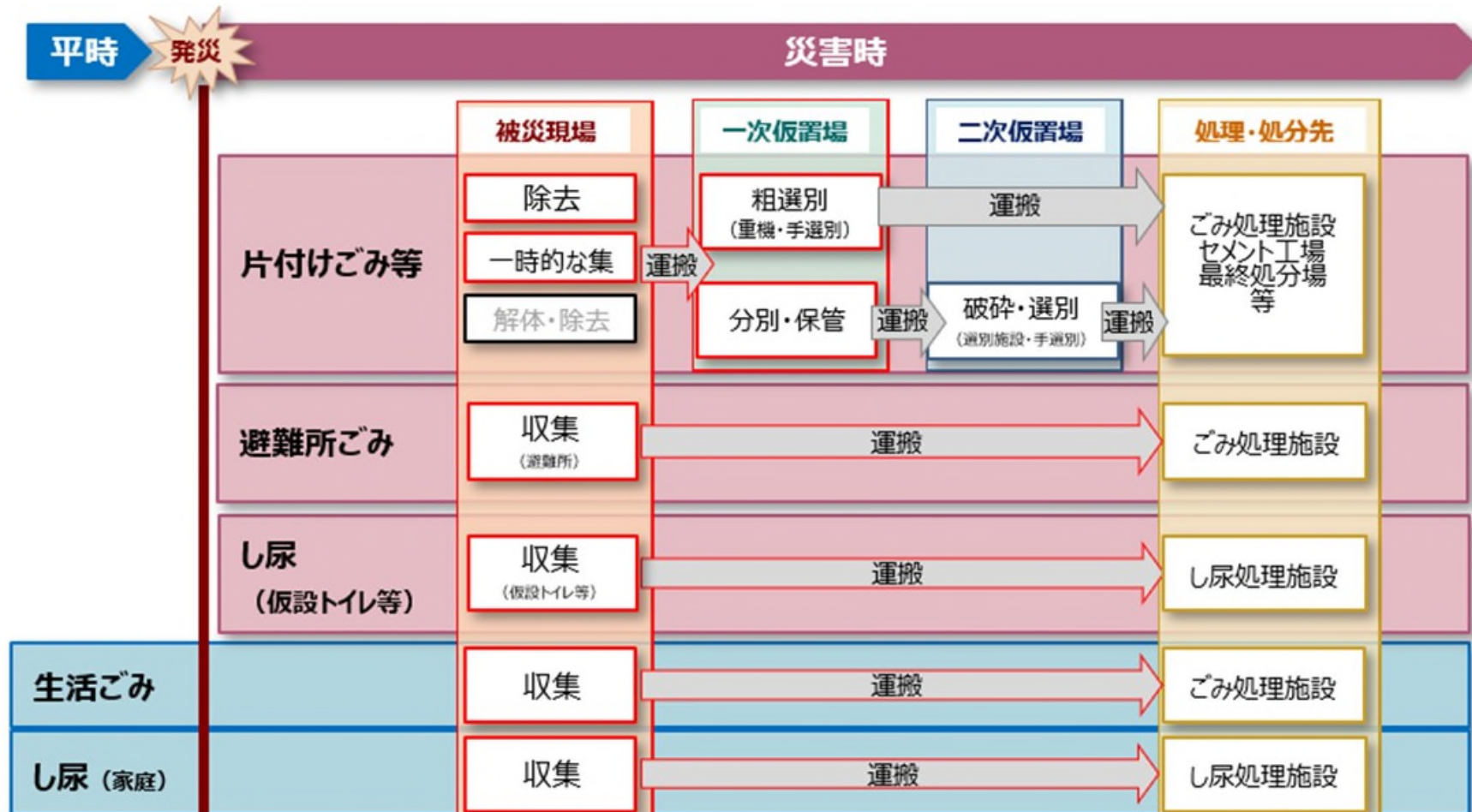
⇒災害廃棄物の搬出が困難になることや生活環境の悪化、処理・処分費用の増大、処理期間の長期化等が問題になる。



**事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた  
迅速かつ適切な初動対応が重要！**

# 災害時の一般廃棄物処理に係る初動対応

- 災害時には、平時からの処理（生活ごみ等）と災害時に特有な処理（片付けごみ、避難所ごみ等）を、並行して実施することとなる。



# 災害廃棄物処理の大まかな流れ



## 被災地域

- 道路啓開や人命救助で生じた支障物の撤去
- 分別排出
- 撤去・収集
- 運搬
- 廃棄物の一時集積 など

## 仮置場

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理

## 処理・処分先

- 既存の中間処理施設(産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化(復興資材への利用)

など

# 近年の大規模災害における、災害廃棄物処理の初動対応の課題

## 1. 初動対応体制構築の遅れ

- 一度に**大量かつ多様に発生**する片付けごみの処理について、発生してから初動対応体制を検討するのでは間に合わない。

## 2. 仮置場設置の遅れ

- 住民の片付けごみ集積所からの搬出先となる仮置場が設置されていないと、**生活環境悪化に直結**する。

## 3. 片付けごみの混廃化

- 仮置場設置に際し、**十分なスペース**が確保されなければ、**分別作業**を行うことができずに混廃化が進む。
- 搬入者（住民、ボランティア団体、収集運搬団体）から**分別の協力**を得られなければ、混廃化が進む。
- 仮置場からの**搬出ルート（処理先）の確保**が遅れると、仮置場のスペースが無くなり、混廃化が進む

## ※混廃化させてはならない理由

- 多くの一般廃棄物処理施設で混廃の処理ができないため、別の場所に運搬し分別処理したり、産廃処理企業へ処理委託することにより、**処理期間、費用**（処理費、運搬費など）が増加してしまう。
- 混廃の搬出ルート（処理先）を確保できなければ、仮置場への搬入もできなくなり、住民の**生活環境が悪化**してしまう。
- 腐敗性廃棄物や有害廃棄物、さらに生活ごみが混入することで、**仮置場の環境が悪化**してしまう。

## 4. 受援体制構築の遅れ

- 派遣して欲しい人材の要件（専門、経験）や収集運搬の車種や台数などの支援ニーズがうまく発信されないと、**支援体制とニーズとのミスマッチ**が発生し、支援の質と効率が低下する。
- 災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる民間団体との**手続きや契約行為の遅れ**により、処理が遅れてしまう。

自治体が災害ごみ対策として  
取り組んでおくこと

---

## ● 発生する分野と業務(平時に検討できる業務)

### ① 庁内・府県・国等との調整、様々な調整

- ・ 庁内：体制整備、人員調達、議会への説明
- ・ 府県：被害状況報告、資源循環協会との調整、支援受援の調整
- ・ 国：派遣チーム、D.waste-Netへの要請、支援受援の調整
- ・ 市民：広報等(災害時の対応、分別、排出、仮置場、各種注意事項)

### ② 施設での受入れ調整、収集業務

- ・ 焼却施設での細かな受入れ対応
- ・ 収集業務(収集業者との調整(し尿を含む))

### ③ 仮置場選定、発生量推計、問合せ対応、苦情対応

### ④ 土木工事積算、仕様書作成等(施設復旧などの積算の知識が必要)

### ⑤ 予算確保、契約

### ⑥ 災害報告書の作成(補助金申請等関係業務)

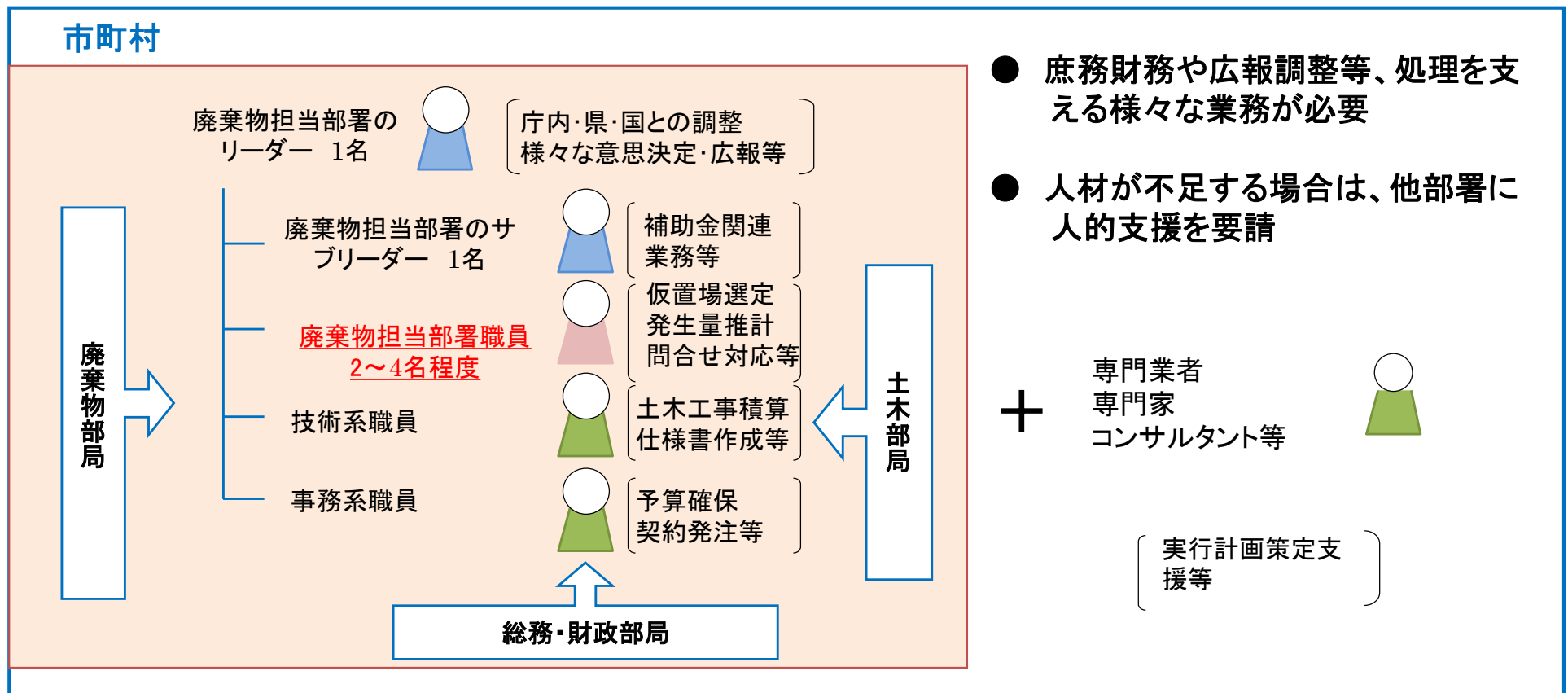
# 災害に備えて平常時に最低限行うこと

- 災害時に速やかに行動するためには、事前の備えが大切です。

平常時の5つの行動	
1 市町村内の組織・人員体制を構築します	災害廃棄物処理に係る庁内の組織体制を構築 場合によっては、ノウハウのある職員を庁内で集約
2 関係機関等との協力体制を構築します	大量の災害廃棄物が発生した場合等に備えて、関係機関や他の市町村と協力体制を構築
3 仮置場候補地をリスト化します	災害発生後速やかに仮置場を開設するため、仮置場候補地を選定しリスト化
4 職員等の教育・訓練を実施します	災害廃棄物対応力強化のため、市町村職員等に教育・訓練を実施
5 住民等への周知内容・方法を準備します	災害廃棄物の分別や仮置場等への搬入方法など、被災者やボランティアへの周知内容と広報手法を準備

# 1 市町村内の組織・人員体制を構築します

- 災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うため、平常時に災害廃棄物処理に係る組織体制を定めておく必要があります。
- 組織体制は、平常時の廃棄物関係部署の職員数は少ないかもしれませんが、災害時に他の部署から計画的に調達するなどして人員を確保することを決めておきます。



## 2 関係機関等との協力体制を構築します

- **廃棄物処理施設が被災し稼働できない場合や、大量の災害廃棄物が発生する場合に備え、関係機関や他の市町村と協力体制を構築しておきます。**
- 一般廃棄物処理を担っている一部事務組合や民間事業者(収集運搬業者含む)との協力体制を平常時から検討しておきます。

### 平常時に協議しておく内容の例

- ・施設敷地の仮置場としての利用可否
- ・仮置場の管理・運営に係る役割分担
- ・**災害時の廃棄物の収集運搬計画**
- ・既存施設で受け入れ可能な災害廃棄物の要件
- ・**損壊家屋等の解体・撤去(公費解体)と役割分担** など

- 地元の建設業協会、解体業協会等、建築物系災害廃棄物の収集運搬や前処理(解体等)に係る協定を締結しておきます。  
協定を締結するだけでなく、定期的に協議や訓練を実施することが重要です。
- 他の市町村と災害廃棄物の収集や処分について、相互支援協定を締結しておくのも有効。敢えて遠隔地と締結し、近隣も被災した場合に備えるという考え方もあります。

## 災害時の片付けごみ等の収集運搬

- 災害廃棄物の収集運搬は、平常時の生活ごみを収集運搬する人員及び車両等の体制では困難であるため、人員、車両の増加や、重機を用いる等の対応が必要となります。片付けごみ等の運搬は、**パッカー車より平積ダンプ等を使用する**場合が多くなると予想され、産業廃棄物処理業者等への委託を検討します。
- **収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や府県へ支援要請**を行います。また、片付けごみ等の収集運搬は、道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的なルートを選定します。
- 収集期間や廃棄物の種類、収集場所等について住民に広報します。
- **被災者自身が軽トラック等を用いて、仮置場に搬入**する方法。(下掲右写真)  
**道路渋滞**の恐れや、**分別の徹底が難しくなる恐れ**があります。また搬入待ちの住民の苦情が生じる可能性があります。



# 仮設トイレの設置とし尿の収集運搬

仮設トイレの汲み取りの対応の流れと留意点等を以下に示す。

## ① 仮設トイレの設置

※防災部局等の他部局が対応する場合がある。

※仮設トイレは水を少量しか使用せず、トイレトペーパーが詰まりやすくなるため、仮設トイレ内に「紙入用のボックス」を設置し、できる限り便器内にトイレトペーパーを流さないよう掲示し、効率的な収集を図る。

## ② 仮設トイレの設置場所・基数等を関係者に情報共有

※仮設トイレは避難所だけでなく、断水世帯や病院等に設置される場合がある。それらについても関係者で情報共有してし尿を収集する。

※汲み取りが必要なマンホールトイレなど、トイレの種類に留意する。

## ③ 収集対象・量を把握し、通常での対応可否を判断

※適宜、収集委託業者等の関係者間で協議を行い、総合的に判断する。

## ④ 支援要請(通常での対応が困難な場合)

※支援要請や事務手続の主体を明確にする。

## ⑤ 支援調整

※小規模災害では、市町と民間事業者団体の協定を活用し、直接支援調整する。

## ⑥ 支援主体の決定

※車両・人員等の詳細は、支援・受援者間で詳細を調整する。

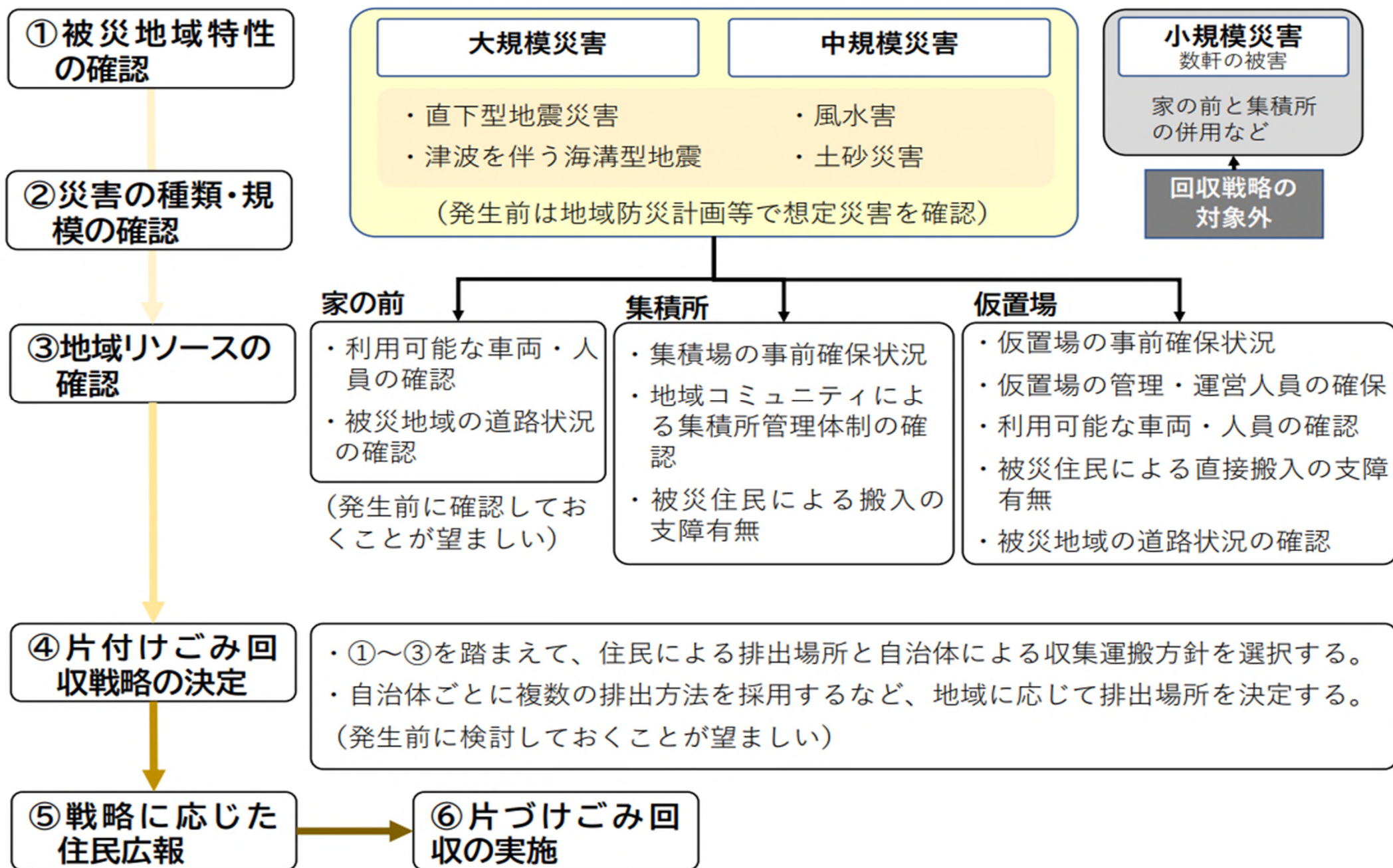
## ⑦ 収集運搬計画の作成

※適宜、収集委託業者等の関係者間で協議を行い、内容を検討する。

## ⑧ 仮設トイレのし尿収集

※仮設トイレの増設・撤去や、収集のタイミングに関する連絡窓口を調整する。

## 片付けごみ回収戦略の対応フロー



## 住民による排出場所と自治体による収集運搬の3パターン

→ 住民 → 自治体

片付けごみの排出場所と回収の流れは、以下が想定されます。

### ① 住民が家の前に排出し、自治体が戸別収集

高齢世帯が多い地域



### ② 住民が集積所に排出し、自治体が拠点収集

人口密集地域



### ③ 住民が仮置場に排出し、自治体が運搬

農村部等



※仮置場からの運搬は①～③共通

# 損壊家屋等の解体・撤去（公費解体制度）

生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、当該物件所有者等の申請に基づき、市町村が所有者等に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度

通常災害であれば罹災証明書（被災証明書）で「全壊」、特定非常災害であれば「半壊」以上と判定された家屋等が対象

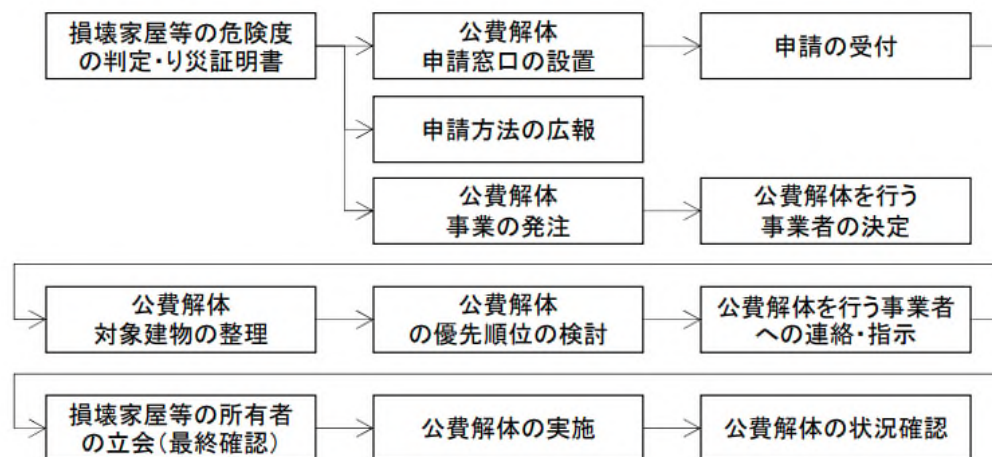


図 公費解体の手順（例）

※なお、所有者等自らが解体及び撤去した費用を償還することも可能（自費解体制度）



（写真：多賀城市ホームページより）

### 3 仮置場候補地をリスト化します

- 災害発生後速やかに仮置場を開設するためには、平常時に**仮置場候補地を選定**し、リスト化しておく必要があります。
- 選定に際しては、近隣に住居が少ない場所、学校や病院から距離があること、浸水想定区域でないこと、農地は避ける等を基準にします。
- **候補地を複数選定**します。被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所及び設置数とするのが望ましい。また、**民有地の場合も、地権者と事前に協議**することが望ましい。  
(参考：**防災基本計画中の企業の取り組むべき事項**)  
災害時に企業の果たす役割は、「生命の安全確保」、「二次災害の防止」、「事業の継続」、「地域貢献・地域との共生」であり、それらを十分に認識する。  
※ 企業は地域社会の一員として、地域住民や周辺自治体との協調が不可欠。  
企業による地域貢献・地域との共生は、企業規模や業種、所有施設の種類により、貢献できる内容は大きく異なるため、地域住民や行政は企業に一律の貢献を求め  
るのではなく、企業の置かれた状況を理解し、企業との連携を図る必要がある。
- 災害廃棄物の**分別配置及び運搬車両の出入口や経路(動線)**を検討します。
- 仮置場候補地が公有の遊休地の場合、行政財産から普通財産に転換し売却されていないか毎年確認を要します。  
管財部門にも仮置場の重要性を訴え、自治体として適切な維持保有方法を考えることが重要。対外的には「災害時対応用地」等の名称で管理することも考慮を。  
(事前公表すると風評被害を懸念されることもあるため工夫を要します。)

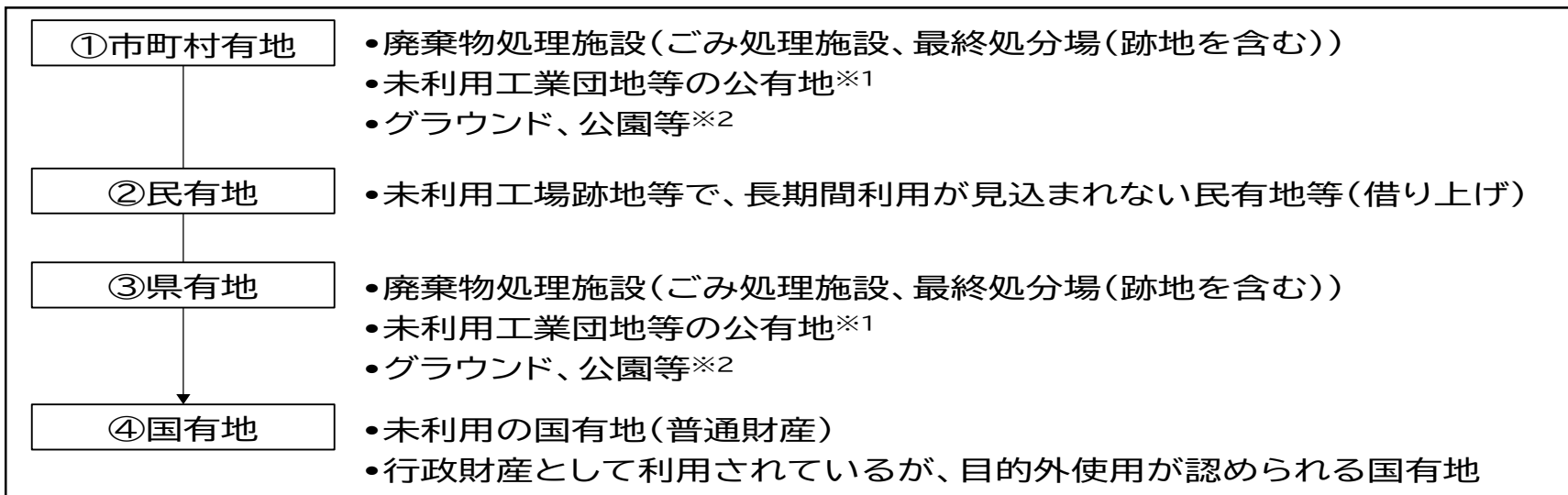
# 仮置場の利用方法と選定の検討

○ 仮置場の候補地を平時に設定するが、設定するに当たっては仮置場の利用方法も検討しておく。

表 仮置場の利用方法(例)

用途	説明
一時的な仮置場 (集積所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き</li> <li>・住民が自ら持込む仮置き</li> </ul>
破碎・選別作業用地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設破碎機等の設置及び処理作業(分別・選別等)を行うための用地</li> </ul>
保管用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管</li> <li>・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスがとれずに堆積するものの保管</li> <li>・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管</li> <li>・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管(危険物も含む)</li> <li>・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管(但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない)</li> </ul>

図 仮置場の選定(例)

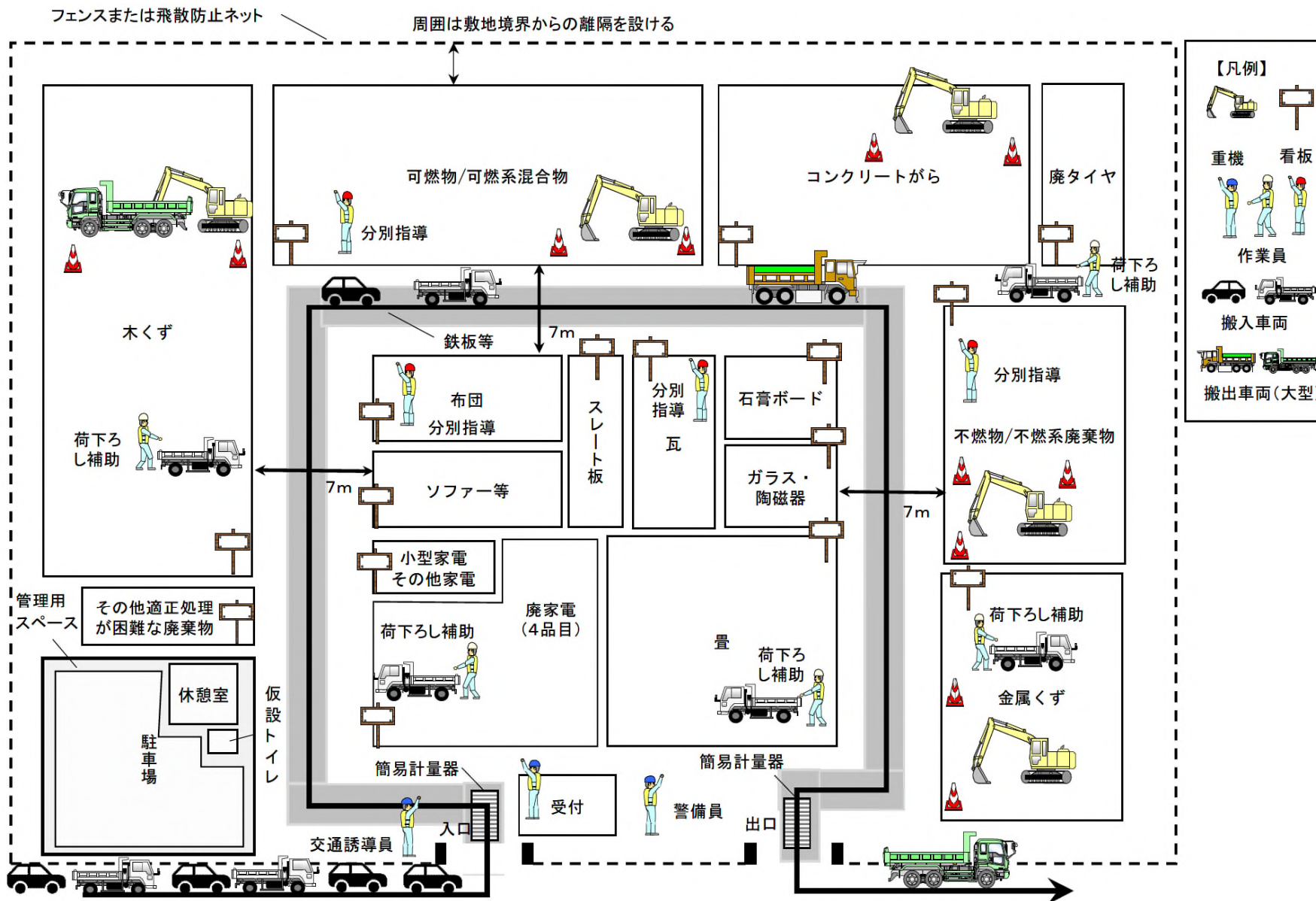


※1 学校等の避難場所として指定されている施設や、周辺住民や環境への影響が大きい地域は避ける。  
 ※2 指定管理者で管理されている施設は、事前に協議し了解を得ておくことが望ましい。

# 仮置場のレイアウトの検討

## 一次仮置場レイアウト例

※ 面積1ha程度、水害の場合で発災から1~2か月程度経過した時点想定したもの



## 4 市町村職員等の教育・訓練を実施します

- 災害時に速やかに行動するためには、職員等へ災害廃棄物に関する教育・訓練を実施する必要があります。
- 災害廃棄物処理の経験がある場合は、その実績と教訓を記録としてまとめ、その内容を継承することにより、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に生かします。
- 過去に経験した**災害の記録や環境省等が公表している資料を用いて、座学、ワークショップ、図上演習等の手法により、職員に教育・訓練を行います。**  
**災害廃棄物処理計画を策定している場合は、計画内容を職員へ周知します。**  
**計画がない場合であっても、既存のマニュアルなどを確認し、職場等で対応策を協議しておくことも有効です。**
- ※ 各府県において災害廃棄物処理に関するさまざまな研修を開催しています。
- 環境省地方事務所や府県が開催する災害廃棄物研修会等へ参加し、参加自治体との情報共有を進め、災害廃棄物処理に関する知識を蓄えます。  
また、担当者相互の「顔の見える関係」を構築することも重要です。

# 仮置場設置運営模擬訓練（兵庫県）

## 仮置場レイアウト検討



## 仮置場設置



## 仮置場運営模擬訓練



# 住民やボランティア関係団体等への啓発・訓練

- 片付けごみの処理においては、**住民やボランティア等の協力が不可欠**であることから、住民やボランティアを対象とした研修や訓練を実施することが有効です。
- **座学、ワークショップ、模擬訓練**などを通して、災害時のごみ出しに対する理解促進、意識の向上を図ることで、身近な問題として、日頃の備えや災害時の自助・共助を促します。
- 自治体では、災害時のごみ処理についても、平時の定期的な**出前講座や危機管理部局が実施する防災訓練に位置付ける**ことで比較的实施しやすくなります。

## 住民ワークショップ(摂津市)



## ボランティア向けハンドブック(大阪府)



## 総合防災訓練(三田市) 令和5年度 三田市総合防災訓練プログラム

11月11日(土) 志手原小学校

10:00 地震発生(震度6強)

No	時間	場所	訓練項目	訓練内容
①	10:00~10:01	グラウンド	シェイクアウト訓練	会場全員で安全確保行動「まず低く頭を守り 動かない」を実践
②	10:01~10:13		避難訓練	志手原幼稚園・小学校 園児・児童による避難訓練(煙体験訓練)
③	10:13~10:26		初期消火訓練	○水消火器による初期消火訓練 (志手原小学校4年生~6年生児童31人) ○粉末消火器による初期消火訓練(志手原小学校区、自主防災組織)
④	10:26~10:31		避難指示・情報伝達訓練	○災害対策本部設置訓練 ○避難指示の発令(さんだ防災・防犯メール訓練報の発信)
⑤	10:31~10:33		災害派遣要請訓練	○災害対策本部による自衛隊災害派遣要請(兵庫県)、広報
⑥	10:33~10:38		被害状況確認訓練	○陸上自衛隊(バイクで会場周囲) ○三田警察署による被害報告(バトカー等会場周囲) ○ドローンによる被害状況確認
10:38~10:43 グラウンドから体育館への移動				
⑦	10:43~11:03	体育館	避難所資器材設置訓練 避難所開設受付訓練	○避難所資器材設置訓練(ダンボールベッド、パーティション Tent等) (志手原小学校区、自主防災組織) ○避難所開設受付(志手原小学校区、自主防災組織、市職員)、 避難者(志手原小学校区)
11:03~11:08 体育館からグラウンドへの移動				
⑧	11:08~11:18	グラウンド	災害廃棄物運搬訓練	○仮置場への災害廃棄物搬入、分別訓練(志手原小学校区、三田環境整備事業協同組合、市職員) ○仮置場からクリーンセンターへの運搬訓練(三田環境整備事業協同組合、市職員)
⑨	11:18~11:33		土のう積み訓練	○土のう作成、設置訓練 (三田市消防団、三田市土木班、兵庫県建設業協会三田支部)
⑩	11:33~11:55		救出救助訓練	○重量物からの救助訓練(三田警察署) ○救出救助訓練(陸上自衛隊、三田市消防本部)
⑪	11:55~12:00		閉会式	○本部長訓練講評(全員参加)
その他	10:00~12:00	グラウンド 体育館北側	展示ブース	○特殊車両展示(自衛隊車両、警察車両、消防車両、トヨタ給電車両)、 パネル展示、防災資器材展示等(各協力機関)
	10:30~12:00			○煙体験、水消火器体験 (三田市消防本部、さんだ防災リーダーの会)
	11:03~12:00	体育館内	避難所運営関連(展示)	○避難者受付、避難スペースの区画割、パーティション Tent、 簡易トイレ、ダンボールベッドなど

## 5 住民等への周知内容・方法を準備します

- 災害廃棄物の**不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要**です。特に**水害では、水が引くとすぐに被災した住民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知する**必要があります。
- 市町村は、被災者に対して、**災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等**について、効果的な広報手法により周知します。また、**ボランティアに対しても速やかに同様の情報を周知できるように、社会福祉協議会等に情報提供**を行います。

- ・ 分別方法（平常時の分別方法を基本としたほうが伝わりやすい）
- ・ 収集方法（市町村が収集する場合）
- ・ 仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・ 仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- ・ 仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等）
- ・ 災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）など

- 市町村は、チラシや広報車、ホームページ等の広報手法により、住民へ正確かつ迅速に、災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知します。複数の広報手法を併用して周知をするのが効果的です。

- ・ 災害時の広報手法の例
- ・ チラシ、広報車、防災行政無線、ポスター（避難所での掲示）、広報紙（誌）、
- ・ ホームページ、SNS、ローカル（ケーブル）テレビ、ラジオ、新聞

- 住民から苦情や問い合わせが殺到するため、電話要員も必要です。

# 参考例：仮置場等に関する広報（福岡県広川町）

災害ごみの片づけについてのお願い

令和5年7月10日

## 災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

今回7月10日豪雨により発生した家庭から出る災害廃棄物は仮置場へ持ち込んでください。

### ■仮置場で受け入れるごみ

下記の項目事に分別をお願いします。分別されていないごみについては、受入ができません。

- ① 木くず ② 畳 ③ 布団、マットレス ④ 家具類（可燃粗大）
- ⑤ その他の可燃ごみ（布類、ダンボール）⑥ 製品プラスチック
- ⑦ 金属くず ⑧ 廃家電（家電4品目）⑨ 廃家電（家電4品目以外）
- ⑩ ガラス ⑪ 陶磁器

■仮置場で、決められた場所においてください。※仮置場位置図別紙

※※受付時に本人確認を実施します。※※

場所：広川町運動公園グラウンド  
（八女郡広川町大字久泉306番地）

開設期日：7月12日（水）～  
7月20日（木）

（17日（祝）は受入不可）

開設時間：10:00～16:00

### 【持込できないごみ】

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物
- 農業用廃プラ
- 土砂

### 注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、受け入れません。

【問合先】広川町 環境課 生活環境係 電話0943-32-1138

## 災害ボランティアが 家の片付け等をお手伝いします！

### 【広川町災害ボランティアセンター】

例えば、こんなお手伝いができます。

- 家具や畳など、家の中にある重たい物の運搬
- 家屋等の泥出し、家屋等の清掃、食器等の拭き掃除
- がれき等の撤去・分別・搬出

※受付状況等により、ご希望の内容や日程に添えない場合があります。



### ボランティアの依頼方法

ボランティアセンターに直接来所されるか、電話でお申し込みください。必要に応じて現地を確認した上で、活動日等を調整させていただきます。

### 事前に確認いただきたい内容

- 費用は無料です。食事の用意等も必要ありません。
- 危険を伴う作業（高所作業等）等、ご要望にお応えできない活動もあります。
- 災害ボランティアセンターのボランティアは、名札シール等で、身分がわかるようにしています。
- 作業前に、現場の写真を予め撮影しておくことをお勧めします。（保険関係）
- 活動は、依頼者またはご家族の方の立ち合いのもとでさせていただきます。
- 感染防止策を徹底して運営を行っており、活動するボランティアには、当日の体調確認等を十分行った上で活動いただいています。活動中も感染対策をしっかり行いますが、十分に距離を確保した上での屋外の活動等、マスクを外して活動する場合がありますので、予めご了承ください。
- 住民の皆様で片付けなどお手伝いいただける方は、ぜひボランティアとしてお手伝いしてください。

その他、何かお困りごと、生活で不安なこと、気になること等がありましたら、些細なことでも結構ですので、まずはご相談を！

### 広川町災害ボランティアセンター（広川町社会福祉協議会）

住 所 福岡県八女郡広川町大字新代 2165 番地 1

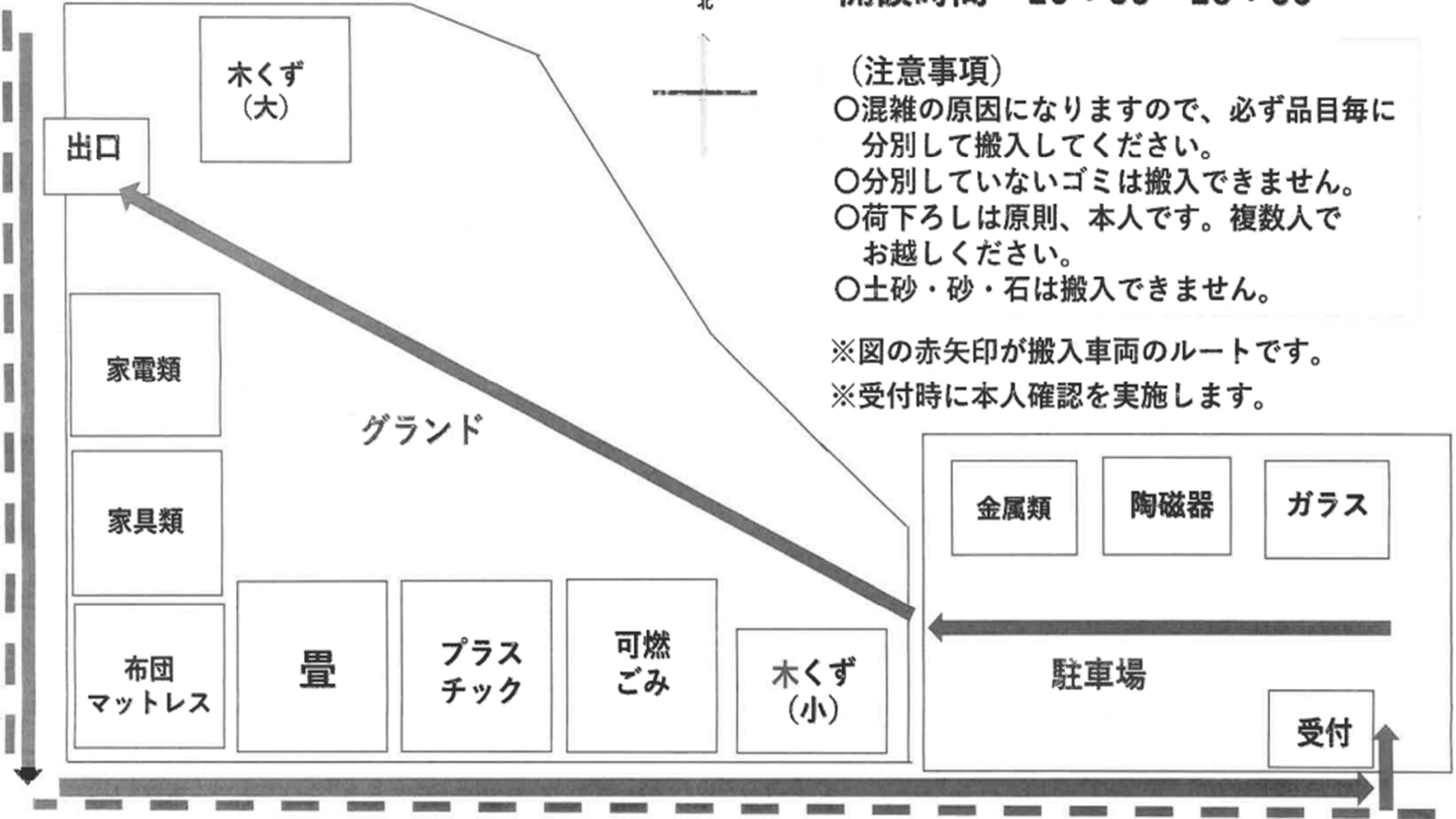
保健・福祉センターはなやぎの里

受付時間 9:00～16:00

受付専用電話 080-8374-9105

# 参考例：〇〇公園災害廃棄物仮置場

開設時間 10:00~16:00



### (注意事項)

- 混雑の原因になりますので、必ず品目毎に分別して搬入してください。
- 分別していないゴミは搬入できません。
- 荷下ろしは原則、本人です。複数人でお越しください。
- 土砂・砂・石は搬入できません。

※図の赤矢印が搬入車両のルートです。  
※受付時に本人確認を実施します。

# 災害発生後に開始すべき9つの行動

- ① 情報収集及び記録を開始します。
- ② 災害時の廃棄物処理に係る業界団体等との協定内容を確認します。
- ③ 仮設トイレの設置が必要か判断します。
- ④ し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法を決定します。
- ⑤ 災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積を推計します。
- ⑥ 仮置場を開設します。
- ⑦ 災害廃棄物の収集運搬方法を決定します。
- ⑧ 住民等へ周知します。
- ⑨ 外部委託の必要性を検討します。

災害時に速やかに行動するためには、事前の備えが大切です。  
災害廃棄物対策に関する情報は、「災害廃棄物対策情報サイト」でご覧頂けます。  
URL : <http://kouikishori.env.go.jp/>

# 初動対応のポイント「か・き・く・け・こ」

か

仮置場の確保

き

協定の活用

く

国・県等との連携

け

計画（災害廃棄物処理実行計画）

こ

広報（情報発信）

# ご清聴ありがとうございました。

参考にしてください。

- ① 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
- ② 災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）
- ③ 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン
- ④ 災害廃棄物グッドプラクティス集

<https://www.env.go.jp/index.html>

環境省ホームページ > サイトマップ>災害対応>災害廃棄物対策情報サイト> 関連法及び計画、指針等 >  
(不明の場合は名前で検索)